

国自安第154号の2
平成29年11月21日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長

貸切バスのドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督の実施について

標記について、別添のとおり関係団体あて通知したので、貴局においても、管内関係事業者に対し周知徹底を図られたい。



国自安第154号
平成29年11月21日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長



貸切バスのドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督の実施について

「ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示」(平成28年11月17日国土交通省告示第1346号。以下「性能要件告示」という。)及び「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針の一部を改正する告示」(平成28年11月17日国土交通省告示第1347号)により、貸切バス事業者に対し、性能要件告示に定められた要件を満たすドライブレコーダーの装着、その映像の記録・保存及び記録を活用した指導・監督が、平成29年12月から下記のとおり順次義務付けられることとなっておりますので、貸切バス事業者においては、該当する車両への装着や指導・監督等の実施等について徹底願います。

また、バス事業者がドライブレコーダーを有効に活用するための「ドライブレコーダーの映像を活用した指導・監督マニュアル」が、平成29年3月に「自動車運送事業に係る交通事故対策検討会」において策定されておりますので、本マニュアルについて改めて周知願います。

各事業者において運転者への的確に指導・監督を行っていただくよう、傘下会員事業者に対し周知徹底していただくようお願いいたします。

記

1. ドライブレコーダーの記録を利用した指導・監督の導入

平成29年12月1日より、ドライブレコーダーを装着している自動車の運転者に関して、この記録を利用した指導・監督(*1)を義務付け(合わせて、初任運転者等に対する実技訓練以外の指導及び監督の実施時間を6時間以上から10時間以上とする。)

- *1 「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」第1章2(2)②、③、3(3)に定める一般的な指導監督の内容及び第2章2(1)②、⑥、(2)⑥、(3)、3(3)に定める特別な指導の内容

2. ドライブレコーダーの装着及び記録義務

- ①平成29年12月1日以降に新規登録を受けた新車について、ドライブレコーダーの装着及び記録の保存を義務付け。
- ②平成31年12月1日より、使用過程車(平成29年11月30日以前に登録を受けた車両。以下同じ。)についても①の内容を義務付け。
- ③平成29年12月1日において既に装着されているドライブレコーダーであって性能要件告示で定める一定の要件を満たすもの(*2)は、平成36年11月30日までの間、これを使用してもよい(満たさないものの使用が認められるのは平成31年11月30日まで)。
- ※よって、平成29年12月1日以降に、性能要件告示で定めるいずれかの要件を満たしていないドライブレコーダーを使用過程車に装着する場合、これの使用が認められるのは平成31年11月30日までとなる。

- *2 性能要件告示第2条第1項の情報を記録するもので、同告示第3条第1項第1号、第2号及び第4号、第4条第2号、第5条、第6条並びに第8条第2項以外の規定を満たすもの。